兵庫県立農業高等学校 ステレオスプレーヤの購入 入札申請関係書類

- ① 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書
- ② 入札公告
- ③ 入札説明書
- ④ 仕様書
- ⑤ 入札書
- ⑥ 見積書(入札不調時協議用)
- ⑦ 委任状
- ⑧ 入札の注意事項
- ⑨ 提出書類の注意事項
- ① 契約書(案)
- ① 誓約書(2種類)
- ○参加申込書の代表者名欄に記入した者以外の者が入札する場合は、入札当日に 参加し、権限を行使する者を参加申込書に記入ください。
- ○<u>入札書の押印廃止に伴い、入札会場にて顔写真付公的書類の提示をいただくこ</u> とにより本人確認を行います。
- 〇本人確認ができない場合には入札参加を認めませんのでご注意ください。

(下記のうち、どれか1つを持参ください)

- 1 運転免許証
- 2 運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付のもの)
- 3 旅券 (パスポート)
- 4 個人番号カード (マイナンバーカード)
- 5 在留カード・特別永住証明書
- 6 官公庁が顔写真を貼付した各種福祉手帳(身体障害者手帳など)
- 7 その他官公庁から発行・発給された書類で、その官公庁が顔写真を貼付したもの

< 担 当 >

兵庫県立農業高等学校 久永

 $\mp 675 - 0101$

加古川市平岡町新在家902-4

電話 (079) 424-3341 FAX (079) 424-2995

一般競争入札参加申込書 兼競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県立農業高等学校長 様

所 在 地 商号又は名称 代表者名 電話番号 メールアドレス

公告のあった下記調達に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、 確認書類を添えて入札申込みします。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと及 び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札件名 兵庫県立農業高等学校 ステレオスプレーヤの購入
- 2 確認書類 物品関係入札参加資格審査結果通知書 (写し)
- 3

本件入札に当日参加し、権限を行使する者を以下のとおり届け出ます。								
	所属部署名: ※下記枠内は記入しないでください				職・氏名:			
	執行者	立会人	確認書類					
4	1 連絡先(担当者)							
	所 属:				電 話:			
	氏名:				FAX:			

次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年9月12日

契約担当者

兵庫県立農業高等学校長 村中 利章

1 調達内容

(1) 業務件名

兵庫県立農業高等学校 ステレオスプレーヤの購入

(2) 調達物品の仕様等

入札書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和8年3月31日(火)

(4) 納入場所

仕様書のとおり

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格 とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札の参加申込及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒675-0101 加古川市平岡町新在家902-4

兵庫県立農業高等学校 事務室 担当 久永 電話 (079) 424-3341 FAX (079) 424-2995

(2) 参加申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間 令和7年9月12日(金)から同月22日(月)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元 年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を 除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和7年10月1日(水)午前11時 兵庫県立農業高等学校 図書室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和7年9月30日(火)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の 100 分の 5 以上の額の入札保証金の納入を求める場合がある。

(3) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立農業高等学校を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件
 - ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参又は郵送等すること。
 - イ 入札保証金を求める場合、所定の日時までに提出されていること。
 - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理 をした者の入札でないこと。
 - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。 なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。
 - キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに委任状を入札執行者に届出すること。
 - ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、 ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入 札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則 (昭和39年兵庫県規則第31号) 第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内 で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

入札説明書

兵庫県立農業高等学校 ステレオスプレーヤの購入に係る一般競争入札(以下「入札」という。) の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 業務件名

兵庫県立農業高等学校 ステレオスプレーヤの購入

(2) 調達物品の規格、品質、性能等 仕様書のとおり

(3) 調達物品の条件等 仕様書のとおり

(4) 業務履行期間 契約日から令和8年3月31日(火)まで

(5) 業務場所 兵庫県加古川市平岡町新在家 902-4 兵庫県立農業高等学校

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿(以下「名簿」という。)に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録されていない者であって、既に兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札共同運営システム」という。)に対応している認証局の電子証明書を取得している者が、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、令和7年9月22日(月)午後4時までに、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて4(2)に記載する受付場所へ持参して、入札参加資格の随時審査を受けること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(別紙様式第2号。以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札参加の申込み

(1) 提出場所

兵庫県立農業高等学校 事務室 (兵庫県加古川市平岡町新在家 902-4) 電話番号 (079) 424-3341 FAX (079) 424-2995

(2) 参加申込みの期間

令和7年9月12日(金)から同月22日(月)まで(持参の場合は兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の毎日午前9時から午後4時まで(持参の場合は正午から午後1時までを除く。)

(3) 提出書類

ア 申込書を作成のうえ前記3(1)に直接持参又は郵送すること。

イ 前記 2 (1) の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。

(4) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加できる者の確認基準日は、上記(2)の最終日とする。

イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、そ の結果を令和7年9月26日(金)午後5時までに文書(一般競争入札参加資格確認通知書) により通知する。

そのため、返信用封筒(定型長3)を入札参加申込書に添えて提出すること。返信用封 筒には、110円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

(5) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

- イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用 しない。
- ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。
- エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様書等に関する質問

仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書(様式は任意。)を提出すること。

(1) 受付期間

持参の場合は、令和7年9月12日(金)から同月22日(月)まで(県の休日を除く。)の毎日午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に提出すること。

(2) 受付場所

兵庫県立農業高等学校 事務室 (兵庫県加古川市平岡町新在家 902-4) 電話番号(079)424-3341 FAX(079)424-2995

(3) 提出方法

持参又はFAXにより提出すること。

(4) 質問への回答

回答書は、令和7年9月26日(金)午後4時までに入札参加者にFAXで通知する。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び日時

兵庫県立農業高等学校 事務室

令和7年9月12日(金)から同月22日(月)まで(県の休日を除く。)の毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- 7 入札・開札の場所及び日時
 - (1) 場所 兵庫県立農業高等学校 図書室
 - (2) 日時 令和7年10月1日(水)午前11時

8 入札書の提出方法

入札書は参加申込書の代表者名欄に記入した者または権限を行使する者として届け出た者が作成し、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵便(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による場合は、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮に「入札書」と表記のうえ、宛て名及び入札物件等を記入し、令和7年9月30日(火)午後5時までに前記4(2)の場所に必着すること。

9 入札書の作成方法

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。
- (2) 入札書は所定の別紙様式によること。
- (3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。
 - ア 件名は、前記1(1)に示した件名とする。
 - イ 年月日は、入札書の提出日とする。
 - ウ 入札者の氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。
 - エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名並びに当該代理人の指名があること。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。
- (5) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5以上の額を、令和7年9月30日(火)正午までに納入しなければならない。

ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国(公社・公団を含む)及び地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及びその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

この場合は、入札参加申込と併せて契約担当者が審査を行い、免除の可否を3(4)イに併せて通知する。

イ 保険会社との間に県立農業高等学校を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、そ の保険証書を入札保証金に代えて提出したとき。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和7年9月30日(火)以前の任意の日を開始日とし、令和7年10月15日(水)以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額(入札金額に消費税及び地 方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる ので注意すること。

(2) 契約保証金

契約保証金の納入を求める場合、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結 日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立農業高等学校を被保 険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出す ること。

契約金額が200万円以下の場合にあっては免除することがある。

11 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

12 無効とする入札

- (1) 前記2の入札参加資格がない者のした入札、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

13 落札者の決定方法

- (1) 前記1の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年 兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の 価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (注)予定価格には次の費用を含む。
 - ① 入札物品の監督及び検査を受けるために要する費用
 - ② 入札物品の納入に伴う包装、梱包及び輸送に要する費用
 - ③ 入札物品にかかる関税及びその他輸入課徴金の経費
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、入札書を郵送した者にあっては、立会人がくじを引くこととする。

- (3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札をする。
- (4) 再度の入札をしても落札者がないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

14 入札に関する条件

- (1) 入札は、所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。
- (2) 入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)を求める場合、所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和7年10月15日(水)まであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理を した者の入札でないこと。

- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。 なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。
- (7) 代理人が入札をする場合は、入札開始まで入札執行者に届出すること。
- (8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となったもの以外の者

15 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

16 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に 契約担当者に提出しなければならない。
- (2) (1)の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

17 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。 なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

18 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求めます。

19 入札事務担当

〒675-0101 兵庫県加古川市平岡町新在家 902-4 兵庫県立農業高等学校 事務室 久永

電話番号: (079)424-3341 FAX: (079) 424-2995

物品入札書

件 名 兵庫県立農業高等学校 ステレオスプレーヤの購入

入札金額 ¥

(消費税及び地方消費税別)

納入場所 仕様書のとおり

納入期限 令和8年3月31日(火)

上記の物品については、兵庫県財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

ただし、この入札書に記載する申込内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じるものとします。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者

兵庫県立農業高等学校長 様

住 所 商号又は名称 代表者氏名 電話番号

物品入札書

件 名 兵庫県立農業高等学校 ステレオスプレーヤの購入

入札金額 子

(消費税及び地方消費税別)

納入場所 仕様書のとおり

納入期限 令和8年3月31日(火)

上記の物品については、兵庫県財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

ただし、この入札書に記載する申込内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じるものとします。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者

兵庫県立農業高等学校長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電話番号

メールアドレス

※当日は紙による入札参加者全員に本人確認を行いますので本人確認が可能な写真付公的書類(運転免許証等)を持参ください。 (再入札ならびに入札不調時の見積が異なる時も同様です。)

代理人が入札に参加する場合には、代理人の記名が必要です。

また、参加申込時に届出が必要です。

電話番号、メールアドレスは<u>代表者(代理人が入札する場合は代理人)が所属する部署のもの</u>を 記載ください。

物品入札書【再入札用】

件 名 兵庫県立農業高等学校 ステレオスプレーヤの購入

入札金額 ¥

(消費税及び地方消費税別)

納入場所 仕様書のとおり

納入期限 令和8年3月31日(火)

上記の物品については、兵庫県財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

ただし、この入札書に記載する申込内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じるものとします。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者

兵庫県立農業高等学校長 様

住 所 商号又は名称 代表者氏名 電話番号 メールアドレス

物品入札書【再入札用】

件 名 兵庫県立農業高等学校 ステレオスプレーヤの購入

入札金額 ¥

(消費税及び地方消費税別)

納入場所 仕様書のとおり

納入期限 令和8年3月31日(火)

上記の物品については、兵庫県財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

ただし、この入札書に記載する申込内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じるものとします。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者

兵庫県立農業高等学校長 様

住 所 商号又は名称 代表者氏名 代理人氏名 電話番号 メールアドレス

物品見積書

件 名 兵庫県立農業高等学校 ステレオスプレーヤの購入

入札金額 ¥

(消費税及び地方消費税別)

納入場所 仕様書のとおり

納入期限 令和8年3月31日(火)

上記の物品については、兵庫県財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者

兵庫県立農業高等学校長 様

住 所 商号又は名称 代表者氏名 電話番号 メールアドレス

物品見積書

件 名 兵庫県立農業高等学校 ステレオスプレーヤの購入

入札金額 ¥

(消費税及び地方消費税別)

納入場所 仕様書のとおり

納入期限 令和8年3月31日(火)

上記の物品については、兵庫県財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者

兵庫県立農業高等学校長 様

住 所 商号又は名称 代表者氏名 代理人氏名 電話番号 メールアドレス

(入札不調時協議用)

物品見積書

件 名 兵庫県立農業高等学校 ステレオスプレーヤの購入

入札金額 子

(消費税及び地方消費税別)

納入場所 仕様書のとおり

納入期限 令和8年3月31日(火)

上記の物品については、兵庫県財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者

開札当日に、代理人名義で見積書を作成し提出する場合は、 代理人の記名で見積書を提出してください。

兵庫県立農業高等学校長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

理人)が 電話番号

メールアドレス

電話番号、メールアドレスは<u>代表者</u> (代理人が入札する場合は代理人)が 所属する部署のものを記載ください。



※上記太枠内は記入しないでください。

委任状

入札公告されている 兵庫県立農業高等学校 ステレオスプレーヤの購入 案件 について、私は下表に記載した者に入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

部署名・職名	sp ss ss st

令和 年 月 日

契約担当者 兵庫県立農業高等学校長 様

住 所

商号又は氏名

代表者氏名

印

部	署。	名	:	
職	· 氏:	名	:	_

電 話: - - -

入札の注意事項

1 代表者等が入札される場合について

参加申込書の代表者名欄に記入した者以外の者が入札する場合は、入札当日に参加し、権限を行使する者を参加申込書に記入ください。

代表者等名で記入した入札書を社員等が持参して入札する場合は、持参者の本人 確認を入札前に行います。

- ① 本人確認ができる顔写真付公的書類(運転免許証等)を持参してください。
- ② <u>持参していない場合</u>、本人確認ができないため<u>入札書の受領ができません</u>ので 御注意ください。
- 2 代理人が入札される場合について

代表者ではなく、<u>参加申込時に届出があった代理人が入札される場合は、代理人</u>の本人確認を入札開始前に行い<u>ます。</u>

なお、参加申込時に届出た代理人が急遽変更となる場合は、入札執行者に連絡の 上、入札前までに県指定様式の委任状(押印あり)を提出してください。

- ① <u>代理人の本人確認ができる顔写真付公的書類(運転免許証等)を持参</u>してください。
- ② **次の場合、**代理人の権限確認ができないため**入札書の受領ができません**ので御 注意ください。
 - 代表者もしくは届出のあった者以外が入札権限を行使するとき (県が指定した様式の委任状が入札前までに提出されている場合を除く)
 - 代理人が本人確認書類を持参していないとき
- 3 入札書について
 - (1) 入札書は、同封の「物品入札書」及び「物品入札書【再入札用】」を用意して下さい。

うち、「物品入札書」には金額を記入してください(第1回入札用)。 「物品入札書【再入札用】」は金額欄を未記入としてください(再入札用)。

※再入札日が入札日と異なる場合は開始前に再度本人確認を行います。

- (2) <u>入札金額は、契約希望金額の110分の100</u>に相当する金額を記入してください。
 - ※ 入札金額を訂正した入札書は無効となります。
- 4 見積書について

見積書は入札が不調になった場合に、希望者と協議を行う際に使用するものです。 入札時に誤って見積書を提出しないようご注意願います。

※見積書提出日が再入札日と異なる場合は開始前に再度本人確認を行います。

5 消費税及び地方消費税(相当額)について

入札書・見積書には、消費税及び地方消費税(相当額)は記入しないで下さい。 ※ 消費税及び地方消費税(相当額)は契約の段階で加算します。

提出書類の注意事項

下記に示す書類を提出してください。

- 1 入札参加申込み(期限:令和7年9月22日(月)午後4時)
 - (1) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書
 - (2) 物品関係入札参加資格審査結果通知書の写し
 - (3) 国及び地方公共団体等との契約締結及び履行の実績が有る場合は契約締結及 び履行実績についてそれを証する書面
 - (4) 返信用封筒(110円切手を添付の上、宛先を明記すること)

2 開札日時・場所:令和7年 10 月1日(水)**午前 11 時 兵庫県立農業高等学校** 図書室

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書の写し
- (2) 入札書 2通(1回目入札用、再入札用)、見積書(不調時協議用)
- (3) 出席者の本人確認書類(免許証、パスポート、マイナンバーカードその他官公庁が発行した顔写真付公的書類)
 - ※ 郵送の場合は令和7年9月30日(火)午後5時までに(3)を除く書類を提出して下さい。(必着)

3 再入札について

第1回目の入札に付し予定価格を超過していた場合、入札者またはその代理人の全てが立ち会っている場合には、直ちに再入札に移行します。

なお、郵送での入札参加がある場合等には、再入札日程については、別途設定し、 第1回目の入札終了後御連絡させていただきます。

入札日と異なる日に実施する場合には再度、出席者の本人確認を行います。

- 5 契約時(落札業者のみ)
 - ① 契約書 2通(本校で準備する契約書に記名・押印すること)
 - ② 契約保証金 (履行保証保険)

本契約と同時に、契約金額(入札書記載金額の1.1 倍)の100分の10以上の額の契約保証金を落札日の翌日から7日(土曜日、日曜日を含む)以内に納入して下さい。ただし、本校を被保険者とする履行保証保険に加入した場合は、落札の翌日から7日(土曜日、日曜日を含む)以内の任意の日を開始日としたその保険証書を提出して下さい。

なお、契約金額 (入札書記載金額の1.1倍) が200万円以下の契約においては、免除することがあります。

※ この注意事項はあくまでも入札希望者の便宜を図るために作成したものです ので、各入札者においては、入札公告・入札説明書・仕様書等を熟読の上、必要 書類の作成及び提出をしてください。

契約書(案)

- 1 品 名 兵庫県立農業高等学校 ステレオスプレーヤの購入
- 2 規格(形式) 仕様書のとおり
- 3 数 量 一台
- 4 契約金額 ¥ , , (うち消費税及び地方消費税の額 ¥ ,)
- 5 納入期限 令和8年3月31日(火)
- 6 納入場所 仕様書のとおり
- 7 契約保証金
- 8 納入の方法 兵庫県立農業高等学校の指示による

兵庫県立農業高等学校長 村中 利章 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、上記物品の納入について、次の条項に従うほか、関係法令を遵守し、 信義誠実の原則を守り、これを履行するものとする。

(総 則)

- 第1条 乙は、甲の示す仕様書に基いて、頭書の納入期限内に物品を納入しなければならない。
- 2 乙は、納入すべき物品について品質が明らかでなく、又は特別の指示をうけてないときは、 高級な品質を有するものを納入しなければならない。
- 3 乙は、仕様書及び図面又は契約条件に明示されていない事項について、物品の納入に当然必要なことは、甲の指示によらなければならない。

(検 査)

- 第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、納品書正副2通を提出し、立ち会いの上、甲の 検査を受けなければならない。
- 2 検査に要する費用及び検査による変質、変形又は消耗及び損傷した物品の修繕等の費用はすべて乙の負担とする。
- 3 乙は、第1項に規定する検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立 てることができないものとする。

(手直し、補強又は取替え)

- 第3条 乙は、納入する物品が不良のため、前条第1項の検査に合格しなかったときは、甲の指定した期限内にこれを手直しし、補強し、又は取り替えて検査を受けなければならない。 (給付の完了)
- 第4条 甲は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。
- 2 物品の容器、包装等は、特に定める場合を除き、甲の所有とする。

(危険負担)

第5条 物品の納入前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責 に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。 (契約不適合責任)

- 第6条 甲は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態(以下「契約不適合」という。)があるときは、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追加の請求(以下「追完請求」という。)に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- 3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間 内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することが できる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。
- 4 追完請求、前項に規定する代金の減額請求(以下「代金減額請求」という。)、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときはすることはできない。
- 5 甲が契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内にその旨を乙に 通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請 求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は 重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(権利、義務の譲渡禁止)

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(代金の支払等)

第8条 甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適正な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合においては、この限りでない。

(分納)

- 第9条 乙は、甲の要求があったときは、物品の数量を分割して納入するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により、分割納入したときは、甲に既納部分の範囲内において代価を請求することができる。

(乙の請求による契約履行期限の延長)

第10条 乙は、天災地変、その他やむを得ない理由により、契約の履行期限内に物品を納入することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その理由を明らかにした書面により、期限の延長を求めるものとする。この場合において、甲が正当と認めたときは、甲、乙協議して書面により延長日数を定めるものとする。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに 認められるとき。
 - (2) 正当な理由なく、第6条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (3) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。
- 第11条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。
 - (2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達すること

ができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。

- (3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当すると認めたとき。
- 第11条の3 甲は、第11条各号又は前条各号に規定する場合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。
- 2 甲は、前2条に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 3 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。
- 4 甲は、前2条の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代価を 支払って当該部分の所有権を取得するものとする。
- 5 前2条の規定により、この契約を解除した場合においては、乙は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約を解除した場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。
- 6 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているとき は、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 7 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知する ものとする。

(暴力団等の排除)

- 第12条 甲は、次条第1号の意見聴取又は警察からの通報により、乙が次の各号のいずれかに 該当する者(以下「暴力団等」という。)であると判明した場合は、特別の事情がある場合を除 き、契約を解除するものとする。
 - (1) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する 暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- 2 前条第3項から第7項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

(情報の利用)

- 第13条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講ずることができるものとする。
 - (1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
 - (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を 講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。 (警察の捜査への協力)
- 第14条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けた ときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければなら ない。

(適正な労働条件の確保)

第15条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働 条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

(履行遅延の場合の違約金)

- 第16条 乙は、その責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に物品を納入しないときは、 契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額につき年10.75パーセントの割合で計算した額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。
- 2 乙は、第3条の手直し、補強又は取替えが指定期限後にわたるときは、前項に基づき違約金

を支払わなければならない。

3 前各項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これに算入しないものと する。

(賠償の予約)

- 第17条 乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、 この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の10分の2に相当す る額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。契約の終了後も同 様とする。
 - (1) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6による刑が確定したとき。
 - (2) 刑法第198条による刑が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
 - (4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。 ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項の 規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
 - (5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約の変更、中止)

第18条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、書面による通知により契約の内容を変更し、又は中止させることができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があると認めるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(事情の変更)

第19条 契約の締結後において、予期することのできない経済情勢の変動等により、契約金額 が著しく不当と認められる事情が生じたときは、甲、乙協議の上、契約金額その他の契約内容 を変更することができる。

(調査への協力)

- 第20条 甲は、この契約に係る甲の適正な予算執行を検証するため、必要があると認めた場合は、乙に対し、甲が行う調査に必要な物品の出納に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。
- 2 乙は、甲から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、 この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は同様とする。 (協 議)
- 第21条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、財務 規則(昭和39年兵庫県規則第31号)によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 兵庫県加古川市平岡町新在家902-4

兵庫県立農業高等学校

校長 村中 利章 印

乙 住 所

会 社 名

代表者名 印

誓約書

暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。)を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 上記1及び2に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の 措置について異議を述べないこと

令和 年 月 日

兵庫県立農業高等学校長 様

【適正な労働条件の確保に関する特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令(以下「労働関係法令」という。)を 遵守することにより、乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労 働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者 (当該業務に直 接従事しない者や家事使用人を除く。以下「特定労働者」という。)に対する 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第3条に規定する最低賃金額(同法第 7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定 により減額した額。以下「最低賃金額」という。)以上の賃金の支払その他の 特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

- 第2 甲は、特定労働者から、乙が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。
- 2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署へ の通報に必要な情報について報告を求めることができる。
- 3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由 として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならな い。
- 5 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第3の第2項及び第4の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

- 第3 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低 賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低 賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。
- 2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。

(労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置)

- 第4 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置(以下「是正措置」という。)を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。 (契約の解除)
- 第5 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 乙が、甲に対し 第3の第2項、第4の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(損害賠償)

第6 乙又は受注関係者は、第5の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第7 乙は、第5の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表 (第1関係)

労働関係法令

- (1) 労働基準法 (昭和22年法律第49号)
- (2) 労働組合法 (昭和24年法律第174号)
- (3) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)
- (4) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第 88号)
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)
- (8) 労働契約法(平成19年法律第128号)
- (9) 健康保険法 (大正11年法律第70号)
- (10) 厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号)

誓 約 書

下記1の契約(以下「本契約」という。)に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

1 契約名

兵庫県立農業高等学校 ステレオスプレーヤの購入

- 2 誓約事項
 - (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、 及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
 - (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
 - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
 - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
 - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
 - (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額(同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。)が 200 万円を超えるときは、この誓約書に準ずるものとして別に県が定める誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
 - (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
 - (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
 - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

兵庫県立農業高等学校長 様

所 在 地 名 称 代表者職氏名 電 話 電子メール

別表(誓約事項(1)関係)

労働関係法令

- (1) 労働基準法 (昭和22年法律第49号)
- (2) 労働組合法(昭和24年法律第174号)
- (3) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)
- (4) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)
- (8) 労働契約法 (平成19年法律第128号)
- (9) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (10) 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)
- (11) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)